

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第90号

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則

第1条中「並びに」を「,」に改め、「会計」の右に「並びに人事管理」を加える。

第8条及び第9条を削り、第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条に次の1号を加える。

(4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(監事の責務等)

第3条 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通、情報収集及び監査の環境の整備を図るよう努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに次条第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のために必要な体制を整備するよう留意しなければならない。

(1) 役員及び職員

(2) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報交換を図るよう努めなければならない。

(監査報告の記載事項)

第4条 法第13条第4項後段に規定する監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及び内容
- (2) 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 役員職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 役員職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のために必要な調査をすることができなかつたときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

第10条を次のように改める。

(自己評価結果報告書の記載事項及び公表)

第10条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる項目ごとに、業務の実績及び当該実績について法人が行った自己評価の結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について法人が行った自己評価の結果
当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について法人が行った自己評価の結果並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について法人が行った自己評価の結果 中期計画に定めた項目

2 法人は、前項の報告書を公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第11条中「平成16年3月24日総務省告示第221号」の右に「。以下「会計基準等」という。」を加える。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の記載事項)

第12条 法第34条第2項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 次に掲げる法人に関する基礎的な情報

ア 目的, 業務内容, 沿革, 組織図その他の法人の概要

イ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ウ 資本金の額(前事業年度末からの増減額を含む。)

エ 役員の名, 役職, 任期, 担当する業務及び経歴

オ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減数を含む。)及び平均年齢並びに法人への
出向者の数

(2) 次に掲げる財務に関する情報

ア 財務諸表の要約及び財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

オ 財源の内訳

カ アからオまでに掲げる事項に関する業務の実績に基づく説明

(3) その他事業に関する事項

本則に次の4条を加える。

(特定の償却資産の会計処理)

第19条 法人は、業務のために取得しようとする償却資産については、会計基準等第1章第11節第85の規定により会計処理を行うことができる。

(内部組織)

第20条 法第56条の2第1号に規定する設立団体の規則で定めるものは、現に存する理事長又は学長の直近下位の内部組織として別に定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 現に存し、又は直近の7年間に存していた理事長又は学長の直近下位の内部組織とし

て別に定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していた内部組織が行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては、他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第21条 法第56条の2第2号に規定する設立団体の規則で定めるものは、京都市職員の退職管理に関する規則第17条各号に掲げる職員の職との均衡を考慮して別に定める職とする。

（補則）

第22条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

附則第2項を次のように改める。

（内部組織に関する経過措置）

2 平成30年4月1日から平成37年3月31日までの間における第20条第2項の規定の適用については、同項中「直近の7年間」とあるのは、「平成30年4月1日から現在までの間」とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（行財政局総務部総務課）